

福岡県公報

平成20年7月2日
第2843号

目次

告示(第1078号 - 第1095号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
公共測量の実施	(県土整備総務課)	2
公共測量の終了	(県土整備総務課)	2
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	3
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	6
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	6
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	7

政治団体の解散届	(市町村支援課)	9
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	9
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	10
資金管理団体の指定の取消等の届出	(市町村支援課)	10

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	11
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	13
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	14

雑報

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(教育庁企画調整課)	14
-----------------------------------	------------	----

告示

福岡県告示第1078号
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成19年4月福岡県告示第835号北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画下水道事業北九州公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月6日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

平成19年福岡県告示第835号の事業地のうち次の区域を削る。
北九州市戸畑区銀座二丁目の一部
平成19年福岡県告示第835号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
北九州市小倉南区大字首根及び大字朽網の一部。
北九州市八幡東区神山町、枝光二丁目、枝光四丁目及び荒手一丁目の各丁目の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1079号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量・2級水準点兼用点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成20年6月24日から 平成20年7月31日まで

福岡県告示第1080号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊前市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2・3・4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
豊前市大字赤熊及び大字吉木の各一部地域	平成20年5月31日

福岡県告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成20年7月2日から同月16日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑紫野都市計画道路3・4・8号二日市駅入舟線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

筑紫野市二日市中央一丁目及び二日市中央二丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

筑紫野市建設課

福岡県告示第1082号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称（第1工区）

太宰府市高雄6丁目4227-12、4227-16、4227-55、4227-388、4227-389、4227-391から4227-393まで、4227-396、4227-405、4227-410から4227-499まで、4238-1、4238-2、4238-5から4238-13まで、4238-15、4238-16、4238-18、4238-21、4238-23、4238-27から4238-29まで、4588-5の一部及び4588-6の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前2丁目19番17号

株式会社西日本トラスト 代表取締役 中島 凡夫

福岡県告示第1083号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営城島中部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	久留米市役所

福岡県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営瀬高南部後期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	みやま市役所

福岡県告示第1085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営高田南部開地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	みやま市役所 大牟田市役所

福岡県告示第1086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後西部前期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	筑後市役所

福岡県告示第1087号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大和北部地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	柳川市役所

福岡県告示第1088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川南部後期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成20年7月2日から 平成20年7月31日まで	柳川市役所

福岡県告示第1089号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字上梶原字大坪271番1及び271番4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市宝町3丁目9番地
梶原 美由紀

福岡県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	飯塚線 大野城	前	糟屋郡須恵町大字佐谷482番6先から 糟屋郡須恵町大字佐谷478番2先まで	8.2 ～ 16.4	152.0
			後	糟屋郡須恵町大字佐谷482番6先から 糟屋郡須恵町大字佐谷478番2先まで	10.6 ～ 32.5	

福岡県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	志須免線	前	糟屋郡須恵町大字佐谷468番4先から 糟屋郡須恵町大字佐谷480番1先まで	9.8 ～ 11.6	86.0
			後	糟屋郡須恵町大字佐谷468番4先から 糟屋郡須恵町大字佐谷480番1先まで	9.8 ～ 39.0	

福岡県告示第1092号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（航空写真測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区・小倉北区・小倉南区の一部	平成20年6月27日から 平成21年3月31日まで

福岡県告示第1093号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人 列島会
 - (2) 代表者の氏名
中村 儀成
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番25号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、国内および発展途上国に対して障害者および高齢者の自立を支援し

福祉向上のための事業を行い、障害者を含め全ての住民が安心して暮らせるまちづくり推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1094号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ふれあいネット
 - (2) 代表者の氏名
大武 満州男
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市五条5丁目10番15号
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と居宅サービス事業及び福祉用具の販売、情報提供に関する事業並びに児童育成支援に関する事業、支援費制度に基づく居宅介護サービス（身体介護、家事援助及び外出時における介護などの生活支援）（身体障害者、知的障害者、障害児）に関する事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、高齢者及び障害者等に対する在宅福祉サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業と介護保険法に基づく居宅介護サービス事業（指定介護予防訪問介護事業及び指定訪問介護事業、指定介護予防訪問入浴介護事業及び指定訪問入浴介護事業、介護予防福祉用具貸与事業及び福祉用具貸与事

業)、福祉用具の販売、情報提供に関する事業、児童育成支援に関する事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護サービス事業及び重度訪問介護サービス事業、行動援護サービス事業、地域生活支援事業(移動支援)及び重度障害者等包括支援サービス事業、移送サービスに関する事業、特定旅客自動車運送事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1095号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成14年8月福岡県告示第1268号古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道[古賀市施行]の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年7月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

古賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年7月20日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成14年福岡県告示第1268号の事業地に次の区域を加える。

古賀市 薦野 字苦桃、字大入及び字麦田ノ下の各字の一部

筵内 字瓜木屋、字上川原、字山鹿、字新町、字蔵園及び字陣屋敷の各字の全部並びに字峠、字高柳、字鶴、字堤ノ下、字木屋脇、字茶ノ木谷、字寺ノ前、字豊満、字下川原、字小路、字後畑、字石原、字貴布祢、字茶屋ノ本、字笹原、字久保田、字竹末、字志免尻、字前田、字筒口、字古川、字中小路、字大門、字尾畑、字野毛尾、字徳久、字裏ノ谷、字白山、字湯釜、字辰ヶ元及び字田倉の

各字の一部

庄 字原、字栗原、字姪田、字相元、字樋ノ口及び字石橋の各字の一部

久保 字傍示ヶ坪、字四反田、字太郎丸、字裏ノ山、字杉谷、字鴻ノ巣及び字猿ヶ尾の各字の一部

新原 字前田及び字ウシロの各字の一部

今在家 字小川原の一部

川原 字屋敷の全部並びに字植松、字植町、字平田、字今一、字於宮町及び字鳥町の各字の一部

青柳町 字屋敷の全部並びに字束ヶ浦、字狐崎、字道田、字六ヶ坪、字百田、字下井手及び字平田の各字の一部

青柳 字橋本、字沖田、字アバラタ、字弘川、字神田、字童子ヶ浦、字中里及び字藤津の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民新党福岡県第四選挙区支部	松隈一博	松隈明典	福津市若木台6-8-3	平成20年5月27日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今本文徳後援会	今本文徳	梶原茂樹	豊前市大字堀立622	平成20年5月8日
つる涉を囲む会	津留涉	津留節子	筑紫郡那珂川町松原2-10 エバーライフマンションパセオ博多南208	平成20年5月23日
山本まりと“住みたいまち”をつくる会	山本真理	敷田信代	北九州市八幡西区永犬丸3-11-5 梶原ビル101	平成20年5月20日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県福岡市博多区第一支部	会計責任者	吉村 浩	大 中 熊 男	平成20年4月1日	平成20年5月23日

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
民主党福岡県第9区総支部	団 体 名 称	民主党福岡県第9区総支部	民主党福岡県第9区総支部	平成20年5月13日	平成20年5月16日
(2団体)					
(政党以外のその他の政治団体)					
北九州タクシー政治連盟	代 表 者	田 中 亮 一 郎	今 浪 寅 雄	平成20年5月20日	平成20年5月26日
繁永英樹後援会	代 表 者	繁 永 英 樹	畠 中 仁	平成20年5月12日	平成20年5月12日
	会 計 責 任 者	繁 永 英 樹	沖 津 秀 男		
つる涉を囲む会	主たる事務所の所在地	筑紫郡那珂川町松原2-10 エパーライフマンションパセオ博多南208	筑紫郡那珂川町片縄北7-23-7 日の出ハイツC-1	平成19年7月1日	平成20年5月23日
馬場よしひさ後援会	会 計 責 任 者	石 田 俊 輔	村 岡 辰 夫	平成20年3月31日	平成20年5月15日
福岡県農政連糸島支部	主たる事務所の所在地	糸島郡志摩町大字小富士14-34 糸島農業協同組合営農総合センター内	糸島郡志摩町大字小富士14-34	平成20年4月26日	平成20年5月21日
	会 計 責 任 者	吉 村 正 春	笠 克 巳		
ふくおかネットワーク・北九州	代 表 者	野 村 尚 子	敷 田 信 代	平成20年4月26日	平成20年5月1日
	会 計 責 任 者	敷 田 信 代	山 本 真 理		
船越貞信後援会	代 表 者	船 越 雄 喜	船 越 貞 信	平成19年1月30日	平成20年5月20日
	会 計 責 任 者	船 越 雄 喜	船 越 貞 信		
丸山みち子後援会	主たる事務所の所在地	八女市馬場410-1	八女市大字馬場410-1	平成18年10月1日	平成20年5月15日
森本義征後援会	会 計 責 任 者	松 崎 信 子	田 辺 正 雄	平成19年12月10日	平成20年5月19日

森本よしまさ後援会	会計責任者	森本洋子	中野誠	平成19年12月10日	平成20年5月19日
渡辺けんじろう後援会	団体名称	渡辺けんじろう後援会	渡辺謙二郎後援会	平成20年5月1日	平成20年5月1日
	代表者	渡邊カツ子	堤賢治		

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
牛嶋利三後援会	平成20年5月29日	平成20年5月29日
しきた信代と暮らしを語る会	平成20年5月15日	平成20年5月20日
城後正徳後援会	平成19年4月30日	平成20年5月2日
(平成20年法17条2項適用団体) すがの征二郎後援会	平成20年4月30日	平成20年5月15日
(平成20年法17条2項適用団体) 高野道生後援会	平成20年5月12日	平成20年5月12日
(平成20年法17条2項適用団体) 田中純後援会	平成18年5月1日	平成20年5月28日
(平成20年法17条2項適用団体) つる渉を囲む会	平成20年5月23日	平成20年5月23日

(平成20年法17条2項適用団体) 船越貞信後援会	平成19年1月30日	平成20年5月20日
(平成20年法17条2項適用団体) 行橋市刷新の会	平成18年5月1日	平成20年5月28日

(9団体)

福岡県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
今本文徳	豊前市議会議員	今本文徳後援会	豊前市大字堀立622	今本文徳	平成20年5月5日	平成20年5月8日
山本真理	北九州市議会議員	山本まりと“住みたいまち”をつくる会	北九州市八幡西区永犬丸3-11-5 梶原ビル101	山本真理	平成20年5月15日	平成20年5月20日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
早富恵子	那珂川町議会議員	はやとみ恵子後援会	主たる事務所の所在地	筑紫郡那珂川町道善5-64-9	筑紫郡那珂川町大字道善124番地の5	平成19年10月29日	平成20年5月29日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年7月2日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年5月1日～5月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
牛嶋利三	みやま市議会議員	牛嶋利三後援会	牛嶋利三	平成20年5月29日	平成20年5月29日
敷田信代	北九州市議会議員	しきた信代と暮らしを語る会	敷田信代	平成20年5月15日	平成20年5月20日

(2団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
船越貞信	新宮町長	船越貞信後援会	糟屋郡新宮町桜山手3丁目12番3	平成20年5月20日

(1団体)

備考 船越貞信後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は船越貞信である。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第224号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年7月2日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年8月5日（火）から同年8月12日（火）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

なお、上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については休講とする。

3 受講定員

30名

4 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 必要書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通
申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (2) 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
 - ア 4(1)に該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 4(2)に該当する者
合格証明書（1級）の写し
 - ウ 4(3)に該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該

警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

エ 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

オ 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 第一回受付

平成20年7月16日（水）から同年7月18日（金）までの午前9時から午後6時までの間

イ 第二回受付（第一回受付において定員に達したときは受付を行わない。）

平成20年7月29日（火）から同年7月31日（木）までの午前9時から午後6時までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話し、受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日の午後6時までに、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日に、受講申込手

続きを行わなかった者の受付番号及び事前申込みは無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

7 講習受講手数料

38,000円

受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

8 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 警備員指導教育責任者講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

9 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

また、受講者は各講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては、動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは売りさばきを行っていないことから、受講申込みに際しては、事前に福岡県領収証紙を購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第225号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年7月2日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成20年7月24日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第226号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年7月2日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年7月22日（火） 13：30～16：30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
平成20年7月25日（金） 13：30～16：30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
平成20年7月25日（金） 13：30～16：30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成20年7月25日（金） 13：30～16：30	みやま市瀬高町下庄501番地4 瀬高警察署 会議室	瀬高警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

教育力向上福岡県民会議公告

教育力向上福岡県民会議第2次提言（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成20年7月2日

教育力向上福岡県民会議会長 梶山千里

第1 意見募集の対象となる事案

教育力向上福岡県民会議 第2次提言（案）

第2 事案の要旨

- 1 第1次提言「福岡の教育ビジョン」の概要
- 2 「福岡がめざす子ども」を育てる具体的方策
- (1) 学校における取組
- (2) 家庭における取組
- (3) 地域における取組

3 県民運動の推進方法

第3 事案の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚合同庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

6 教育力向上福岡県民会議ホームページ

<http://www.educ.pref.fukuoka.jp/kenmin/>

第4 意見書の提出期間

平成20年7月3日(木)～平成20年7月16日(水)(必着)

第5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。なお、電話での意見の受付は行わないこと。

第6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育企画部企画調整課教育力向上対策室

(住所) 〒812 - 8575 福岡市博多区東公園7 - 7

(ファクシミリ) 092 - 643 - 3884

(電子メール) oku-h3441@pref.fukuoka.lg.jp

(問い合わせ) 092 - 643 - 3882

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 「意見」および「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地および名称を「備考」欄に記載してください。